

内部統制基本方針

平成28年3月23日制定

一般社団法人広島県畜産協会（以下「本会」という。）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項第5号並びに同法施行規則第14条に基づき、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項について、以下の内部統制基本方針を定め、これを遵守し、活動します。

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事は、本会の社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な業務運営を図って経営の健全性と透明性を確保し、法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づいた社会的規範を逸脱することのない組織体制と職場風土を整えます。
- (2) 理事は、重大な法令違反、定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会及び監事に報告します。
- (3) 監事は、理事会へ出席するほか、理事の職務執行、財務・会計等の監査結果、及び不正や不当な事案が発生する恐れのあると認める事項等を理事会に報告します。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事は、総会、理事会その他重要な会議の議事録を法令及び関係規程に従い作成し、保管・管理します。また、稟議書等の業務執行に係る重要な文書（電磁的記録を含む）を関係規程に従い、適切に保管・管理し、役員等による閲覧及び謄写ができるように管理を行います。
- (2) 代表理事等は、職務執行の状況、重要事項及び法令に定められた事項を理事会に報告します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種のリスクに対する管理体制については、リスク管理に関する規程を定め、個々のリスクについては管理責任者を決定し、当該規程に従ったリスク管理体制を整えます。
- (2) 自然災害等の不測の事態が発生した場合には、代表理事を本部長とする災害対策本部を設置して迅速な対応を行い、役職員の生命・資産・管理情報等の損失の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表理事は、年度事業計画を作成し理事会の決定を踏まえて、適宜職務を執行して実績の把握と管理を行います。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行及び理事の職務執行が効率的に行われることを確保するため、職務権限規程等を定め、それぞれの責任と権限に基づいた執行体制を確保します。

5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように倫理規程、コンプライアンス規程及び行動規範等を定め、職員に周知・徹底して法令及び社会規範等を遵守します。
- (2) 代表理事は、職員による重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会及び監事に報告します。
- (3) 監事は、コンプライアンス態勢等に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができます。
- (4) 職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を起こしていないか、自己検査を行います。

6. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項及び当該職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事が求めた場合は、総務担当の職員に監事の職務を補助させます。
- (2) 監事の職務を補助する職員の監査職務遂行の際の指揮・命令権者は監事とし、理事等執行部門からの独立性を確保します。

7. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

監事は、必要に応じて理事及び職員に対して報告を求めることができます。
また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行います。

8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会はもとより、監事が本会の重要な会議に出席する機会を確保し、あるいは役職員から事情等を聴取する機会を確保する体制を整備します。
- (2) 理事会その他の会議に関わらず、代表理事及び業務執行理事が監事に業務執行状況の報告を行う体制を整備します。